

第1回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和8年4月28日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請について
- 第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第6 議案第3号 令和8年度の最適化活動の目標の設定等について
- 第7 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 樋口 國 先
- 2番 杉田 文 枝
- 3番 神野 充 布
- 4番 瓜田 晃
- 5番 山下 博 史
- 6番 菅野 能 弘
- ~~7番 佐藤 能 將~~
- 8番 加川 可名子
- 9番 長谷川 和 夫
- 10番 藤本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 森 田 重 樹
- 事務局次長 丹伊田 和 博

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は 9 名出席です。7 番佐藤委員から欠席するとの申出がありました。過半数の出席があり定数に達しておりますので、ただいまから第 1 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 5 番山下委員、6 番菅野委員にご指名をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議がないようでありますので山下委員、菅野委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告があれば発言してください。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 2 ページをお開きください。第 12 回総会以降の経過報告になります。 4 月 9 日、令和 8 年度北部上川農業委員会協議会総会が和寒町で行われ、藤本会長と森田局長が出席しております。同日、令和 8 年度上川地方農業委員会連合会総会と令和 8 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が旭川市で行われ、藤本会長と森田局長が出席しております。 24 日、美深町農業再生協議会通常総会が農業振興センターで行われ、藤本会長と森田局長が出席しております。 本日 28 日、第 1 回農業委員会総会と美深町農業委員会親交会総会が役場大会議室で開催されております。 続きまして、第 1 回総会以降の予定でございます。5 月 11～12 日、農業者年金業務新任職員研修会が札幌市で行なわれる予定で、丹伊田次長が出席予定です。 5 月中旬、美深町農業後継者育成推進協議会幹事会が行われる予定で、事務局で対応します。また、5 月下旬に美深町農業後継者育成推進協議会定期総会を開催予定で、藤本会長、長谷川代理ほか事務局が出席予定です。第 2 回農業委員会総会ですけれども、何日が皆様ご都合よろしいかどうかご相談申し上げます。 (日程調整)

丹伊田次長	では、5月29日開催の予定ということでしたと思いますが、また近くなりましたらご案内いたします。経過報告、諸般の報告は以上になります。
藤本会長	ただいまの報告に対しまして、ご質疑等があれば受け賜ります。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
	なければ次に進みます。

◎日程第3 報告第1号

藤本会長	<日程第3>報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案3～4ページをお開きください。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので報告します。 整理番号1番、貸主、美深町字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇 〇〇〇〇、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和8年4月16日、土地の引渡期日は令和8年4月16日、合意解約から土地の引渡期日まで6カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号2番、貸主、〇〇〇〇〇市〇〇〇△条△丁目△番△△号、〇〇〇〇さん、借主、美深町〇△条〇△丁目△△番地△、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆の、合計面積△△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和8年3月27日、土地の引き渡し期日は令和8年3月26日、合意解約から土地の引渡期日まで6カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号3番、貸主、〇〇市〇〇区〇〇〇〇△条△丁目△番△△号、〇〇〇〇〇〇ん、借主、美深町〇△条南△丁目△△番地△、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡になってございます。併せまして△△△㎡の畑もございまして、合計△筆の面積△△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和8年3月27日、土地の引渡期日は令和8年3月27日、合意解約から土地の引渡期日まで6カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。説明以上です。
藤本会長	報告第1号についてご質疑ご意見を受け賜ります。ありませんか。
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約については報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号

藤本会長	<日程第4>議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、5～6ページと7ページをお開きください。 議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。 整理番号1番、貸主、美深町字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△, △△△㎡ほか△△筆、合計△△筆の面積△△△, △△△㎡です。契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですので無償となります。期間は令和8年4月29日から令和18年4月28日の10年間となります。 こちら先月、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ経営継承された形での使用貸借となっております。説明は以上です。
藤本会長	議案第1号について審議を願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

藤本会長	<日程第5>議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案8～11ページまでをお開きください。 議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、美深町長草野孝治から意見を求められた令和8年度第1号農用地利用集積等促進計画について審議願います。 整理番号1番、貸主、〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△△ 〇〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番、地目、公簿宅地、現況畑、面積△△△. △△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△. △△㎡の賃貸借です。期間は令和8年5月15日から令

和 18 年 5 月 14 日までの 10 年間、小作料は反当り△,△△△円、年額△△,△△△円の新規賃貸の案件です。

整理番号 2 番、貸主、美深町字〇〇△△番地△ 〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿山林、現況畑、面積△△,△△△㎡の内△△,△△△㎡、計△筆の賃貸借です。賃貸の期間でございますが、令和 8 年 5 月 15 日から令和 11 年 5 月 14 日の 3 か年、小作料は反当たり△,△△△円、年額△△,△△△円の新規賃貸の案件です。

整理番号 3 番、貸主、〇〇市〇〇△条△丁目△番地△号、〇〇〇〇さん、借主、〇〇野△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△番地△地目、公簿田、現況畑、面積△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△,△△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 5 月 15 日から令和 13 年 5 月 14 日までの 5 年間、小作料は反当り△,△△△円、年額△△△,△△△円の新規賃貸の案件です。

整理番号 4 番、貸主、美深町字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△番地△ 〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△,△△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 5 月 15 日から令和 10 年 5 月 14 日までの 2 年間、小作料は反当り△,△△△円、年額△△,△△△円の新規賃貸の案件です。

整理番号 5 番、貸主、美深町字〇〇△△番地 〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番、地目、公簿畑、現況畑、面積△△,△△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 5 月 15 日から令和 13 年 1 月 15 日までの 4 年 8 箇月間、小作料は反当り△,△△△円、年額△△,△△△円の新規賃貸の案件です。

整理番号 6 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△番地 〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿宅地、現況畑、面積△△△.△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△,△△△.△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 5 月 15 日から令和 13 年 5 月 14 日までの 5 年間、小作料は反当り△,△△△円、年額△△,△△△円の新規賃貸の案件です。

整理番号 7 番、貸主、〇〇市〇〇区〇△条〇△丁目△番地△△、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇、借主、美深町字〇〇 △△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△,△△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△,△△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 5 月 15 日から令和 12 年 12 月 11 日までの 4 年 7 箇月間、小作料は反当り△△△円、年額△△,△△△円の農地保有合理化事業を活用した新規賃貸の案件です。

整理番号 8 番、譲渡人、美深町字〇〇△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、美深町字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△,△△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年 11 月 5 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り△△,△△△円、価格総額△△△,△△△円となります。

整理番号 9 番、譲渡人、美深町〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△,△△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△,△△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年 9 月 18 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り△△,△△△円、価格総額△,△△△,△△△円となります。

整理番号 10 番、譲渡人、美深町字〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇さん、譲受人、美深町〇△条〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字美深△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△,△△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△,△△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年 6 月

整理番号 11 番、譲渡人、〇〇市〇〇区〇〇〇〇△条△丁目△番△△号 〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲受人、美深町〇△条〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年 6 月 19 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り田△△△, △△△円、畑△△, △△△円、価格総額△, △△△, △△△円となります。

整理番号 12 番、譲渡人、〇〇市〇〇〇△条△丁目△番△△号 〇〇〇〇さん、
譲受人、美深町〇△条〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況
田、面積△△, △△△㎡、外△筆合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移
転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和 8 年
6 月 19 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですがけれども反当
り田△△△, △△△円畑△△, △△△円、価格総額△, △△△, △△△円となり
ます。

ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。
ありませんか。

ご質疑等がないようでありますので、議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。
よって、議案第 2 号農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり可決されました。

＜日程第 6＞議案第 3 号、令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等について事務局より説明願います。

それでは、議案 12～15 ページまでをお開きください。

議案第 3 号令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等について。「農業委員会による最適化活動推進等について」で策定を求められた令和 8 年度最適化活動の目標の設定等を次のとおり策定することの可否について審議願います。

13 ページをお開きください。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてということで、別紙様式になります。今回、この目標を総会で審議いただき、来月の総会の時に令和 7 年度に目標設定させていただいたものの評価をはかる予定でございます。今回は令和 8 年度の目標ということで確認させていただければと思います。1 農業委員会の状況、令和 8 年 4 月 1 日現在ということで、記載のとおりとなっております。任命委嘱の年月日、任期満了年月日については前年と変わっておりません。2 農家農地等の概要ですが、これは農林業センサスに基づいた直近の数字となっております。農業委員会調べということで、経営体数が若干変更になってございますのでご確認いただければと思います。耕地面積は、耕地及び作付面積統計に基づいて記載してございま

す。田が 408ha、畑 4,400ha、合計面積が 4,810ha となっております。
 ※合計数が合わないのは端数に伴うもので統計数字のためご理解ください
 14 ページをお開きください。Ⅱ最適化活動の目標になります。1 最適化活動の成果目標になります。現状、管内の農地面積 4,810ha。これまでの集積面積が 4,301.48ha、集積率は 89.43%。②の令和 8 年度の目標になりまして、集積率は令和 7 年度末の 89.43%、農地面積は 4,810ha を記載してございます。今年度の新規集積面積 5ha、農地面積が 4,306ha とさせていただいております。それに伴い、目標値、今年度末の集積率 89.53%を目標に設定しています。その大きな(2)遊休農地の解消につきましては、①現状及び課題につきましては、遊休農地面積がございませんので、これ以降全てゼロとさせていただきます。15 ページをお開きください。(3) 新規参入の促進の①現状と課題については、令和 5～7 年度の新規就農者の現状を記載しています。令和 5 年度 1 経営体 58.7ha、令和 6 年度 1 経営体 13.7ha、令和 7 年度は新規就農者がおりませんでしたので 0 経営体 0ha となっております。②目標について、権利移動面積は令和 5 年度は 407.20ha、令和 6 年度は 357.82ha、令和 7 年度は 335.93ha、平均 366.98ha となっております。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積は、平均の 1 割を記載しています。2 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 人当たり活動日数月当たり 3 日、最適活動を行う農業委員の人数は全員で 10 人となっております。(2)活動強化月間の設定目標については、3 回を予定しています。8 月については農業用タブレットを活用して農地パトロールを実施、11 月には、農地の更新時期にあたることも多いですから、貸手、借手の情報で地域と共有して集積を図るということで、皆さん各地区で行なっている活動です。未定については、北海道新規就農フェア等に参加しまして、新規参入促進を図るということで、令和 7 年度もフェアに出席しながら、新規就農の募集促進を図ってきたところでございます。(3)新規参入の相談会の参加目標ということで年に 1 回、相談会に参加していくという目標でございます。以上読み上げて説明と代えさせていただきます。

藤本会長 議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご意見等承ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。よって議案第 3 号、令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等については、原案の通り可決されました。

◎日程第 7 その他

藤本会長 <日程第 7>その他。令和 8 年度美深町農業委員会活動計画についてを議題に供します。令和 8 年度美深町農業委員会活動計画(案)を事務局より説明願います。まず、その前に各小委員長から活動計画について報告願います。

6 番
神野委員 はい、6 番。

藤本会長 はい、神野委員。

6 番 神野委員	農地小委員会の神野です。農地小委員会では、活動について報告します。1 農用地の確保・調査活動、(1) 農用地利用状況調査の実施、8 月町内一円で実施予定です。(2) 全町農作物生育調査の実施、9 月に実施予定です。2 農地等の利用の最適化、(1) 農地流動の意向把握と担い手への利用集積の促進、(2) 無断転用及び無許可の賃貸借の解消、3 農地にかかる指導相談活動、(1) 農地及び的確な経営移譲についての指導相談活動、(2) 相続届け出義務等の周知、例年通りおおぞら 27 号に掲載する予定です。(3) 無断転用防止の指導監視。以上です。
5 番 山下委員	はい、5 番。
藤本会長	はい、山下委員。
5 番 山下委員	5 番山下です。農政小委員会の活動を報告します。1 関係行政機関等への意見交換活動、(1) 令和 8 年度農業振興施策に関する意見書の提出（農業委員会法第 38 条）、(2) 美深町農業関係機関等との意見交換会の開催、2 農業制度に関する情報提供、啓発活動、(1) 農業委員会だより「おおぞら」第 27 号の発行、(2) 農業者年金制度の加入促進と年金相談活動、(3) 全国農業新聞購読者の普及推進、(4) 環境整備に関する啓発及び指導活動、3 担い手育成支援活動、(1) 家族経営協定の締結促進及び締結内容の見直しについての推進、(2) 担い手育成の推進及び後継者育成の推進、4 委員研修活動、(1) 農業委員先進地視察研修（道内）の企画調整、(2) 各種研修会の開催、5 鳥獣被害対策の推進です。以上です。
藤本会長	ただいま、農地小委員会、農政小委員会の委員長からご報告がありました。何か聞きたいことがございましたらお願いいたします。 ありませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	なければ事務局から説明願います。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは 17 ページをお開きください。農地農政各小委員長から活動計画の発表をいただきまして、令和 8 年度美深町農業委員会活動計画（案）を作成しております。読み上げて提案とさせていただきます。 令和 8 年度美深町農業委員会活動計画（案）、1 活動目標、美深町農業委員会は、美深農業の将来を見据えながら、地域の実態と特性を十分に把握し、農地の確保と農地利用の最適化の推進、担い手の確保・育成を柱とする実践活動を関係機関団体と連携を図りながら推進するとともに、地域の世話役活動を通じて地域に根ざした美深農業の発展を目指す活動を推進する。確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進していくとともに、目標地図のブラッシュアップから目標地図の変更素案の作成作業を行う。2 活動計画 (1) 農地利用の最適化推進、①遊休農地の発生防止に努める。②農地の流動化を図るため、関係機関と連携し利用調整等に努める。③農地中間管理事業の業務推進に協力する。④農地パトロール（利用状況調査）を実施。⑤農地の無断転用防止に向け監視と指導を行う。⑥農地税制（譲渡所得税、贈与税、相続の届け出義務等）の関係事務について適切な指導を行う。⑦地域計画にかかる目標地図の変更素案を作成する。(2) 担い手育成対策の推進、①新規就農、新

規参入の推進。②家族経営協定の推進。③農業後継者育成推進協議会と連携しグリーンパートナー対策を推進。④農業実習生等受入れに対する支援活動の推進。⑤農業経営の法人化を推進。⑥農業者年金加入の推進。⑦簿記記帳、青色申告の推進。18 ページに移ります。(3) 農業情報提供に取り組む、①情報提供活動に取り組む（農業委員会だより発行、全国農業新聞購読の普及）。②農業台帳と地図の整備・公表、情報の活用。③調査活動に取り組む。(4) 地域農業振興対策の推進、①生活環境の整備啓発活動を行う。②農業振興施策に関する意見書を提出する。③農業者等との意見交換会を実施する。(5) 農業委員会体制の整備充実、①農業委員会総会を開催する(原則として 25 日)②農地・農政各小委員会を開催する(随時)③各種研修会に出席し農業委員、事務局職員の職務の資質向上を図る。④先進地視察研修を企画実施し見聞を深める。以上読み上げて説明と代えさせていただきます。

藤本会長

令和 8 年度美深町農業委員会活動計画（案）についてご意見を承ります。ございませんか。

（「なし」という者あり）

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、令和 8 年度美深町農業委員会活動計画については原案のとおり可決し、1 年間活動を進めてまいります。

藤本会長

他に委員のみなさまから何かございませんか。
なければ事務局の方から何かございますか。

丹伊田次長

とくにありません。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 1 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

※終了 午後 2 時 13 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 5 番

⑤

署名委員 6 番

⑤